

建設工事の契約における営業所の現地調査実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事において、営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく営業所をいう。以下同じ。）の実態について現地で行う調査（以下「現地調査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、不良・不適格業者の排除を図り、入札及び契約の適正化の推進に資することを目的とする。

(現地調査の対象)

第2条 現地調査の対象となる者（以下「調査対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 新たに本市建設工事入札参加資格審査申請を行う者であつて、本市内に営業所を設置するもの
- (2) 営業所の実態に関して疑いがある旨の通報があつた者
- (3) その他本市において現地調査が必要であると認めた者

(現地調査に代える確認)

第3条 前条第1号に掲げる調査対象者の営業所の実態について、本市が有する情報により確認できるときは、現地調査を行わないことができる。

(現地調査の時期)

第4条 現地調査は、次の各号に掲げる場合に依じて当該各号に定めるときから速やかに実施する。

- (1) 調査対象者が第2条第1号に該当する場合 本市に建設工事入札参加資格審査申請を行ったとき。
- (2) 調査対象者が第2条第2号又は第3号に該当する場合 本市において現地調査が必要であると認めたとき。

(現地調査の実施方法)

第5条 現地調査は、事前に調査対象者に連絡のうえ、複数の調査員が建物内部に立ち入り、調査を行うことにより実施する。

2 現地調査は、次の手続により実施する。

- (1) 現地調査に当たっては、本市建設工事入札参加資格審査申請時に提出された書類を調査の参考とする。

- (2) 現地調査に際しては、必ず調査対象者の立会いを求め、立会者の役職及び氏名を確認する。
- (3) 立会者の了解を得たうえで、営業所として使用されている建築物の外観状況、看板、営業所の内部等を写真撮影する。
- (4) 現地調査において、不備又は不明な点があった場合は、調査対象者に説明を求める。

(現地調査の内容)

第6条 調査員は、次に掲げる事項について現地調査を行う。

- (1) 標識の掲示の有無
- (2) 営業に関する帳簿の備付けの有無
- (3) 電話、机等什器備品の有無及び作動状況
- (4) その他営業所の実態を把握するために必要な事項

(調査員)

第7条 調査員は、契約主管課の職員とする。ただし、契約主管課長が必要と認めたときは、契約主管課以外の職員を調査員とすることができる。

(調査員の報告等)

第8条 調査員は、現地調査が終了したとき（調査対象者の非協力により、現地調査が実施できなかった場合を含む。）は、調査票を作成し、写真その他必要な資料を添え、契約主管課長に報告する。

- 2 契約主管課長は、前項の規定による報告を受け、必要と認めたときは、次条に規定する守口市現地調査委員会に営業所の実態の有無について諮問する。

(守口市現地調査委員会)

第9条 営業所の実態の有無を審議する機関として、守口市現地調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会については、守口市競争入札審査委員会要綱（平成31年4月1日施行）第4条から第7条までの規定を準用する。

(営業所の実態の有無の判定)

第10条 委員会において、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められたときは、営業所の実態がないものとみなす。

- (1) 第6条各号に掲げる事項のいずれかが確認できなかったとき。

(2) 調査対象者が現地調査に応じないとき、又は現地調査において調査員を妨害したとき。

(入札参加停止)

第11条 前条第2号に該当した場合で、調査対象者の営業所の実態がないとみなしたときは、当該調査対象者に対し、守口市入札参加停止要綱（平成31年4月1日施行）別表14の項の規定により入札参加停止を行う。

(監督行政庁への通報)

第12条 現地調査の結果、建設業法その他関係法令に違反すると認められるときは、監督行政庁に通報する。

附 則

この要領は、平成29年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。